

標準世帯における所得再分配効果の推移

小野 正 芳

要旨

2000年以降、社会保険・税ともにその負担は増してきた。社会保険料は年々増加し、減税措置はなくなり、所得控除も縮小されている。したがって、絶対額としての各個人の負担は高まっている。その一方で、その負担は高所得者に多く課されており、標準世帯全体としては、格差がより小さい状態へと向かっているといえる。どの世帯においても負担が増えながらも格差が小さくなっているということは、高所得者にかなりの負担がかかっているということでもある。

キーワード

所得再分配 ジニ係数 社会保険料 上限ありの定率負担
所得税・住民税 累進課税 定額の児童手当

1. はじめに

個人の所得に大きな影響を与える制度改正が続いている。社会保険料の増加、所得税・住民税における所得控除項目の変化、児童手当の復活など、毎年のように、個人の生活に大きな影響を与える制度改正が続いている。その中でも、子どもがいる家庭に関連する制度改正の影響は大きい。例えば、民主党政権下では“子ども手当”が創設され、15才以下の子ども1人あたり年額156,000円（月額13,000円）の“子ども手当”が支給されることとなった。その代わりに、15歳以下の扶養家族に関する扶養控除が廃止された。

仮に課税所得200万円程度（給与所得550万円程度）の標準世帯の世帯主であれば、15歳以下の扶養家族が1名いなくなることにより、所得税及び住民税が

71,000円増加する¹。15歳以下の扶養家族がいる課税所得200万円程度の標準世帯の世帯主の場合、“子ども手当”による収入増(156,000円)と扶養控除廃止による税額増(71,000円)が相殺され、純額で年額85,000円程度の収入増となる。

課税所得が350万円程度の標準世帯の世帯主であれば、子ども手当が年額156,000円であるのに対し、所得税及び住民税の増加額は109,000円となり、年額47,000円の増加にしかならない。なお、子どもがいない家庭においては、当然のことながら、“子ども手当”および扶養控除の廃止に伴う税負担に変化はない。

以上の指摘はかなりラフな計算に基づくものであるが、所得控除の廃止と組み合わされた子ども手当等は、子どもをもつ同じ世代の世帯間での所得再分配の性質を持っている²ことになる。そこで、本稿では、2000年以降におけるデータを使い、子どもがいる世帯の所得再分配の状況を分析したい。

所得再分配の状況はジニ係数の変化によって確認する。具体的には、総務省の「家計調査」における「4人世帯(有業者1人)」(以下、標準世帯という)の世帯主の年収から社会保険料および税を求め、社会保険料・税負担前のジニ係数が社会保険料・税によってどの程度引き下げられているかを分析する。

標準世帯のデータに限定するのは以下の理由による³。

第1の理由は、子どもがいる世帯における所得再分配の状況を分析したいからである。標準世帯とは、一般に、夫婦と子ども2人で構成され、夫婦のうち一方だけが働いている世帯をいう。総務省「家計調査」の世帯分類においては標準世帯という言葉は使われていないが、「4人世帯(有業者1人)」という世帯区分が設定されており、この世帯が標準世帯に当たると考えて差し支えないであろう(以下、この世帯を標準世帯という)。

「家計調査」の標準世帯のデータでは世帯構成員が4名、配偶者の有業率ゼロ、18歳未満の世帯人員がほぼ2に近い値となっている。また、世帯主の年齢は30～40才台であり、勤労者に限定されている。つまり、「家計調査」における標準世帯は夫婦2人と子ども2人からなり、世帯主は会社勤めをしている

30～40才台で、その子どもはほぼ18才未満の家庭ということになる。したがって、必ず社会保険料負担をしているはずであるし⁴、所得控除項目も似たような構成となるであろう。そのため、子どもがいる世帯における所得再分配の状況が鮮明に表れると考えられる。

第2の理由は、世帯における有業人員の違いによる格差の影響を取り除きたいからである。フルタイムの勤労者が2名の世帯と1名の世帯とでは、その世帯収入は異なるであろう。一般に、有業人員が多いほど収入は多くなると考えられる。有業人員の違いが世帯収入の違いにつながっているのであれば、その世帯所得の違いを所得格差などの問題としてとらえることができず、適切な所得再分配がなされたかどうかを判断することもできない。

第3の理由は、世帯構成員を固定することによって、社会保険料や所得控除などを特定できるからである。一定のモデル世帯を想定することによって、様々な条件を変化させた場合の影響を明らかにできる。

上記の理由に基づき、2000年以降の標準世帯のデータを使って分析を進めることにする。

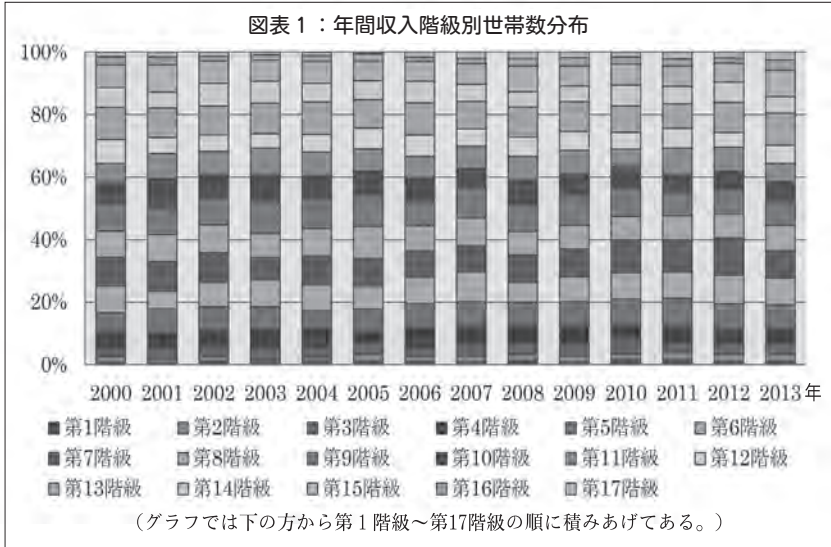
2. 当初収入段階の状況

まずは、社会保険料や税などの社会コストが差し引かれる前の、当初収入段階の状況を見てみよう。図表1は階級別の世帯数分布を示したものである。

「家計調査」では、標準世帯の年間収入別に17階級に分けている⁵。

ただし、「家計調査」における年間収入階級は便宜的なものにすぎない⁶。「家計調査」では、調査対象となった標準世帯の「調査月の平均月収」と「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」が調査され、後者に基づいて階級区分がなされているからである⁷。そのため、「調査月の平均月収の12倍」と「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」が等しくなるとは限らない。

例えば、2013年の第6階級（年間収入500万円未満）における「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」は475万円であるが、この階級に属する世帯主の「調



査月の平均月収（勤め先収入）」は339,145円であり、年収に換算すると約407万円となる⁸。この原因として考えられるのは、調査月の直近12ヶ月の間に勤務先での給与が大幅に変化したことである。つまり、上記の例でいうと、調査月の直近12ヶ月の間に、前職よりも給与水準の低い職場へ移動したことなどが考えられる。そのため、調査月を含む直近12ヶ月においては前職における高い給与と現職における低い給与が合計される一方で、平均月収は低い給与で計算されることになり、「調査月の平均月収の12倍」と「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」が等しくならないのである。所得再分配の状況を見るためには「調査月の平均月収の12倍」のほうが適切であろう。本稿では「調査月の平均月収の12倍」の値を使って分析を進めることにする。

また、2013年の第5階級（年間収入450万円未満）に属する世帯主の平均月収は372,035円であり、年収に換算すると約446万円となる。そのため、「調査月の平均月収の12倍」で比較すると第5階級と第6階級の値が逆転してしまう。つまり、本稿の目的のために適切であると考えられる収入データを用いると階級間の移動が生じるのであり、「調査月の平均月収の12倍」を使った分析を行

うためには、データの並び替えが必要となる。なお、階級間の移動が図表2の通り生じており、かなりの頻度で階級間の逆転が生じていることがわかる。

この際1つ注意しなければならないことがある。「家計調査」における2013年の第5階級の換算年間収入は446万円、第6階級の換算年間収入は407万であり、いずれも元の階級で言えば第5階級に属すべき収入となる。これを並べ替えると、本来なら第5階級に属すべき446万円の収入がある層を第6階級として扱うことになる。つまり、本稿においても階級は便宜的なものである。

この並べ替えはジニ係数を求めるためにも必要である。ジニ係数を求める際には、データが小さい方から並んでいなければならない。したがって、上記のように本来の階級の意味はなくなってしまうけれども、ジニ係数を求めるためにも並べ替えが必要なのである。

図表2：隣接階級区分での年収逆転発生頻度

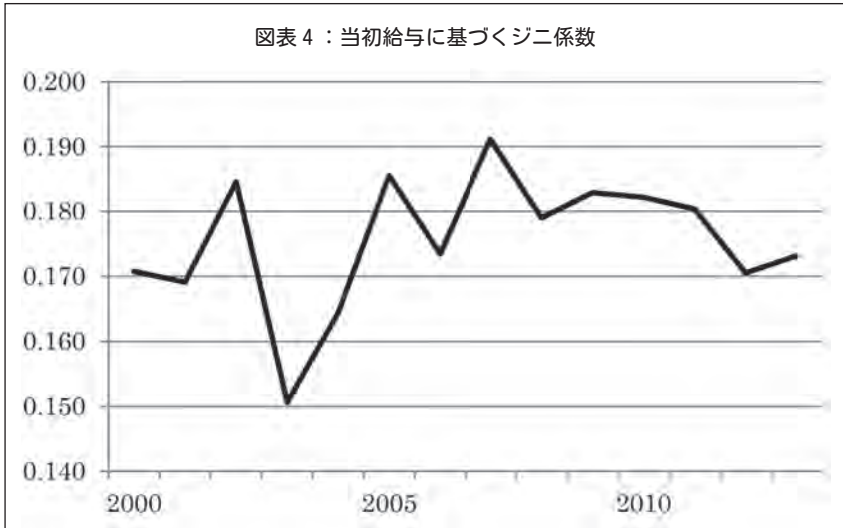
| 年 | 第1階級 | 第2階級 | 第3階級 | 第4階級 | 第5階級 | 第6階級 | 第7階級 | 第8階級 | 第9階級 | 第10階級 | 第11階級 | 第12階級 | 第13階級 | 第14階級 | 第15階級 | 第16階級 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 第2階級 | 第3階級 | 第4階級 | 第5階級 | 第6階級 | 第7階級 | 第8階級 | 第9階級 | 第10階級 | 第11階級 | 第12階級 | 第13階級 | 第14階級 | 第15階級 | 第16階級 | 第17階級 |
| 2000 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 2001 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 2002 | ○ | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| 2003 | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| 2004 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| 2006 | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 2007 | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| 2008 | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 2009 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 2010 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 2011 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 2012 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 2013 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |

上記の理由から、標準世帯の収入データを「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」による区分から、「調査月の平均月収の12倍」による区分へと並び替える作業を行うことが必要となり、並び替え後の状況は図表3の通りである。

図表3：当該月の収入の12倍に基づく階級区分（並び替え後）

| 年 | 第1階級 | 第2階級 | 第3階級 | 第4階級 | 第5階級 | 第6階級 | 第7階級 | 第8階級 | 第9階級 | 第10階級 | 第11階級 | 第12階級 | 第13階級 | 第14階級 | 第15階級 | 第16階級 | 第17階級 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2000 | 298 | 335 | 347 | 374 | 423 | 486 | 489 | 516 | 595 | 659 | 668 | 684 | 783 | 851 | 900 | 1,071 | 1,268 |
| 2001 | 225 | 302 | 362 | 403 | 443 | 460 | 512 | 530 | 566 | 585 | 664 | 666 | 747 | 869 | 883 | 1,141 | 1,411 |
| 2002 | 287 | 305 | 318 | 394 | 409 | 455 | 463 | 492 | 593 | 595 | 633 | 692 | 721 | 831 | 921 | 1,223 | 1,589 |
| 2003 | 295 | 340 | 345 | 359 | 455 | 460 | 479 | 530 | 581 | 583 | 633 | 703 | 737 | 743 | 856 | 1,054 | 1,089 |
| 2004 | 307 | 319 | 356 | 398 | 428 | 468 | 476 | 521 | 544 | 592 | 638 | 642 | 775 | 782 | 967 | 988 | 1,161 |
| 2005 | 283 | 343 | 351 | 361 | 396 | 407 | 460 | 529 | 544 | 620 | 656 | 660 | 728 | 792 | 986 | 1,259 | 1,408 |
| 2006 | 314 | 344 | 369 | 399 | 410 | 464 | 500 | 534 | 574 | 629 | 632 | 680 | 760 | 892 | 960 | 1,018 | 1,189 |
| 2007 | 270 | 344 | 392 | 405 | 438 | 473 | 495 | 527 | 571 | 631 | 680 | 741 | 749 | 865 | 913 | 1,204 | 1,619 |
| 2008 | 271 | 332 | 371 | 403 | 405 | 468 | 470 | 559 | 567 | 632 | 654 | 688 | 750 | 839 | 905 | 1,031 | 1,395 |
| 2009 | 309 | 337 | 343 | 380 | 413 | 446 | 467 | 509 | 531 | 576 | 605 | 656 | 744 | 799 | 918 | 1,109 | 1,344 |
| 2010 | 314 | 322 | 377 | 381 | 442 | 457 | 490 | 539 | 597 | 611 | 636 | 673 | 737 | 801 | 981 | 1,200 | 1,439 |
| 2011 | 310 | 353 | 365 | 371 | 433 | 461 | 470 | 510 | 539 | 591 | 618 | 625 | 732 | 821 | 921 | 1,092 | 1,357 |
| 2012 | 286 | 293 | 326 | 382 | 430 | 464 | 492 | 548 | 581 | 618 | 651 | 699 | 718 | 726 | 871 | 1,169 | 1,440 |
| 2013 | 330 | 335 | 374 | 389 | 407 | 446 | 508 | 531 | 541 | 604 | 690 | 691 | 695 | 763 | 823 | 1,096 | 1,262 |

このデータに基づくジニ係数は図表4のとおりであり、2003年に大きく低下するが、それ以外の年は0.18前後の値となっている。



3. 社会保険制度・税制

日本では社会保険・税を通じて所得再分配がなされている。各個人の事情を考慮するための諸々の制度が存在するが、本節では標準世帯の世帯主すべてが関わってくる社会保険制度と税制による所得再分配効果を分析する。本稿では社会保険料を税と同等に扱うこととする。国民である以上、個々人の判断で社会保険制度への加入を決めることはできず、社会保険料を負担することが法律上の義務とされているからである。

本稿では標準世帯を対象としているが、世帯構成員を特定しておかなければ、詳しい分析が行えない。そこで、本稿での構成員を次の通りと仮定する。

世帯主：納税者。勤労者（40才台）であり、厚生年金・協会けんぽ（政府管掌保険）に加入していると仮定する。

配偶者：無業者であると仮定する。

子：15才以上19才未満が1人、15才未満が1人と仮定する。

(1) 社会保険

2000年以降、社会保険料は図表5のとおり推移している。

図表5：社会コスト負担率

| 年 | 年 金 | | 健 康 | | 雇 用 | 介 護 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 月 収 分 | 賞 与 分 | 月 収 分 | 賞 与 分 | | |
| 2000 | 8.675% | 0.500% | 4.250% | 0.300% | 0.400% | 0.535% |
| 2001 | 8.675% | 0.500% | 4.250% | 0.300% | 0.600% | 0.535% |
| 2002 | 8.675% | 0.500% | 4.250% | 0.300% | 0.700% | 0.535% |
| 2003 | 6.790% | | 4.100% | | 0.700% | 0.445% |
| 2004 | 6.967% | | 4.100% | | 0.700% | 0.555% |
| 2005 | 7.144% | | 4.100% | | 0.800% | 0.625% |
| 2006 | 7.321% | | 4.100% | | 0.800% | 0.615% |
| 2007 | 7.498% | | 4.100% | | 0.600% | 0.615% |
| 2008 | 7.675% | | 4.100% | | 0.600% | 0.565% |
| 2009 | 7.852% | | 4.100% | | 0.400% | 0.595% |
| 2010 | 8.029% | | 4.670% | | 0.600% | 0.750% |
| 2011 | 8.206% | | 4.750% | | 0.600% | 0.755% |
| 2012 | 8.383% | | 5.000% | | 0.500% | 0.775% |
| 2013 | 8.560% | | 5.000% | | 0.500% | 0.775% |

2002年まで、厚生年金保険料と健康保険保険料を計算する際の料率は、月収分と賞与分で異なっていた。図表5にあるとおり、月収に対して厚生年金保険料は8.675%、健康保険料は4.25%が乗じられ、賞与に対して厚生年金保険料は0.5%、健康保険料は0.3%が乗じられ計算されていた。

2003年からは総報酬制が導入され、月収と賞与の合計額に対して、厚生年金保険料は6.79%、健康保険料は4.1%が乗じられ計算されることとなった。

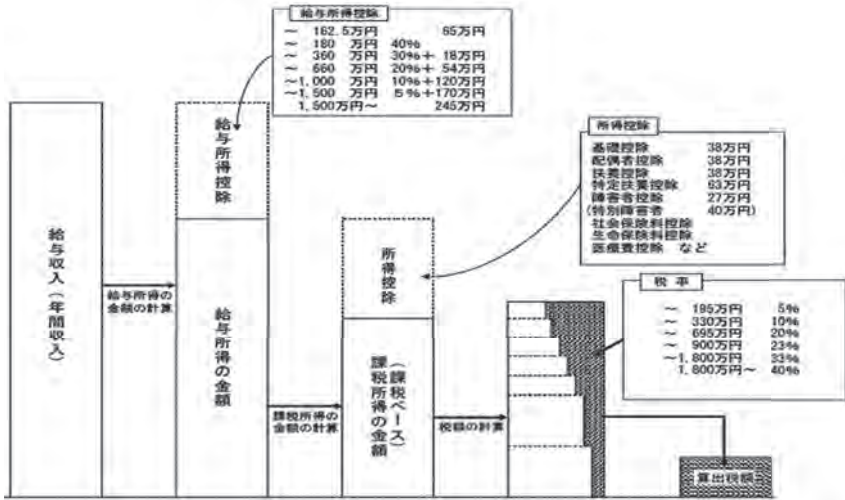
なお、厚生年金保険料、健康保険料には上限額がある。厚生年金保険料については月収620,000円を超える部分、賞与1,500,000円を超える部分⁹については保険料を算定する際に無視される。健康保険料については月収1,210,000円を超える部分、年間賞与5,400,000円を超える部分については保険料を算定する

際は無視される。つまり、高収入の部分には社会保険料がかからないということである。

(2) 所得税・住民税

所得税および住民税は、図表6の流れで計算される。

図表6：所得税・住民税の計算フロー



(www.mof.go.jp/tax-policy/summary/income/025.htmより)

所得控除項目には様々な項目があるが、本稿では標準世帯を対象としており、子どもがいることに焦点を当てているため、すべての標準世帯に関わる控除項目および子どもに関する控除項目以外はないものと仮定することとした。すなわち、社会保険料控除、配偶者（特別）控除、（特定）扶養控除、基礎控除のみを計算に組み込むこととした。これら所得控除項目については図表7のとおりである。

配偶者控除は所得が38万円以下の配偶者がいる場合に適用される。本稿では、世帯主を納税者、配偶者を無業者であると仮定している。したがって、すべての年度の世帯主の税額計算において、配偶者控除が適用される。

図表7：所得控除

| | 所得税 | 住民税 | 備 考 |
|---------|------|------|--|
| 配偶者控除 | 38万円 | 33万円 | 配偶者の所得が38万円以下の場合に適用。 |
| 配偶者特別控除 | 38万円 | 33万円 | 2003年まで、納税者の給与所得控除後の所得が1,000万円以下、かつ、配偶者の所得が38万円以下の場合に適用可能。 |
| 扶養控除 | 38万円 | 33万円 | 2010年まで、15才以下の子に対して適用。 2011年以降は16才以上19才未満の子に対して適用。 |
| 特定扶養控除 | 63万円 | 45万円 | 2010年までは16才以上23才未満の子に対して適用。 2011年以降は19才以上23才未満の子に対して適用。 |
| 基礎控除 | 38万円 | 33万円 | |

配偶者特別控除について、2003年までは納税者の所得が1,000万円以下、かつ、配偶者の所得が38万円以下の場合に適用されていた。つまり、2003年以前は上記の条件を満たすと、配偶者控除と配偶者特別控除の両方が適用されていた。しかし、2004年以降はどちらか一方の適用となった。本稿では配偶者は無業者であると仮定しているため、すべての年度において配偶者控除が適用される。したがって、2004年以降は配偶者特別控除は適用されない。

扶養控除について、2010年までは15才以下の子に対して適用され、2011年以降は16才以上19才未満の子に対して適用されている。特定扶養控除について、2010年までは16才以上23才未満の子に対して適用され、2011年以降は19才以上23才未満の子に対して適用されている。

本稿での所得控除の適用状況は図表8のとおりである。

図表8：本稿での所得控除適用状況

| | ～2003年 | 2004年～2010年 | 2011年～ |
|---------|--------|-------------|--------|
| 配偶者控除 | 適用 | 適用 | 適用 |
| 配偶者特別控除 | 適用 | × | × |
| 扶養控除 | 適用 | 適用 | 適用 |
| 特定扶養控除 | 適用 | 適用 | × |
| 基礎控除 | 適用 | 適用 | 適用 |

標準世帯における所得再分配効果の推移 小野

2003年まではすべての所得控除が適用されていたが、2011年以降は配偶者控除、扶養控除、基礎控除の3つだけが適用されている。配偶者控除と特定扶養控除がなくなるだけで所得は101万円増加し、その分だけ増税となる。なお、本稿が対象とする標準世帯において“児童手当”および“子ども手当”の額は、2009年までは年額60,000円（年収860万円以上の場合、支給なし）、2010年は年額156,000円、2011年は年額120,000円、2012年以降は年額120,000円（年収960万円以上の場合、半額支給）である。

2000年以降、所得税率は図表9のとおり、住民税率は図表10のとおり推移している。

2007年より国から地方へ税源を移譲したため、所得税率と住民税率が変更されている。なお、図表10の住民税率は所得割であり、このほかに年額4,000円の均等割が課される。また、2006年まで定率減税が実施されており、その状況は図表11のとおりである。

図表9：所得税率

| | 課税所得 | 税率 | 控除額 |
|--------|----------|-----|---------|
| ～2006年 | ～330万円 | 10% | |
| | ～900万円 | 20% | 33万円 |
| | ～1,800万円 | 33% | 123万円 |
| | 1,800万円～ | 40% | 249万円 |
| 2007年～ | ～195万円 | 5% | |
| | ～330万円 | 10% | 9.75万円 |
| | ～695万円 | 20% | 42.75万円 |
| | ～900万円 | 23% | 63.6万円 |
| | ～1,800万円 | 33% | 153.6万円 |
| | 1,800万円～ | 40% | 279.6万円 |

図表10：住民税率（所得割）

| | 課税所得 | 税率 | 控除額 |
|--------|--------|-----|------|
| ～2006年 | ～200万円 | 5% | |
| | ～700万円 | 10% | 10万円 |
| | 700万円～ | 13% | 31万円 |
| 2007年～ | 一律 | 10% | |

図表11：定率減税

| | 所得税 | | 住民税 | |
|--------|-----|--------|------|-----|
| | 減税率 | 上限 | 減税率 | 上限 |
| ～2005年 | 20% | 25万円 | 15% | 4万円 |
| 2006年 | 10% | 12.5万円 | 7.5% | 2万円 |

(3) 実効社会保険料率と実効税率

図表3で示した並び替え後のデータに基づき、社会保険料および所得税・住民税を計算し、実効値を以下に示す。ただし、社会保険料および所得税・住民税額を示すのではなく、当初所得に対する割合で示す。

図表12は、実効社会保険料率であり、当初収入に対する社会保険料の割合を示している。

全体的に見て、年が経過するにしたがって、実効社会保険料率は高くなっており、全体的に社会保険料負担が高まっていることがわかる。

以下では、社会保険料率がほぼ一定であった2000～2002年とそれ以降に分けてみよう。

2000～2002年においては2つの特徴を指摘できる。

1つ目の特徴は階級が上がるほど収入に対する保険料の割合が低下していることである。図表5で示したように、本来、社会保険料は定率負担であるため、収入に対する保険料の割合は一定になるはずである。しかし、2002年までは月収部分に対する料率と賞与部分に対する料率が異なっていた。つまり、収入に占める賞与の割合が高ければ、賞与に対する保険料は少なくなるが故に、収入全体に対する保険料の割合は低くなるのである。階級が上がるほど収入に占める賞与の割合は高くなっていく。それによって、収入全体に占める保険料の割合は低くなっていく。例えば2000年においては、第7階級～第15階級の実効保険料率は、第1階級～第6階級の実効保険料率よりも低い。

もう1つの特徴は一定の収入を超えると保険料が定額負担になるため、収入に占める保険料の割合が急激に低くなるということである。一定の収入を超えると、それを超える部分については社会保険料の算定に含められない。よって、収入が高くなればなるほど、実効保険料率を計算する際の実効分母（収入）だけが増加し、分子（保険料）は変化しないため、実効保険料率は低くなる。例えば、2000年の第16階級・第17階級は第15階級よりも大幅に低い負担となっていることは明らかである。

2003年以降は総報酬制が導入されたため、上記1つ目の特徴はなくなっている。2003年以降はどの年度においても、第1階級～第15階級の実効社会保険料率はほぼ同じである。ただし、社会保険料の上限は相変わらず残っているため、第16階級・第17階級の実効保険料率は第15階級以下の実効保険料率よりも低くなっている。

図表13は、実効税率であり、当初収入に対する所得税・住民税の割合を示している。

ここでも配偶者特別控除の上乗せが廃止された2004年、定率減税が終了した2007年、扶養控除・特定扶養控除の対象が変更された2011年に大きな変化が生じていることが確認できる。いずれも所得控除項目の削減であり、増税である。したがって、いずれの年においても実効税率の上昇という形でそれが現れている。

図表14は、実効社会コスト負担率であり、当初収入に対する社会保険料および所得税・住民税の割合を示している。図表12・図表13とあわせて見てみたい。図表13は実効税率であるから、累進課税の効果が現れている。例えば2013年というと、最も低い所得層（第1階級）は収入の2.8%の税を支払ったのに対して、最も高い所得層（第17階級）は収入の19.7%の税を支払っている。最も高い所得層は最も低い所得層の6倍の税負担となっているわけである。しかし、社会保険料は定率負担であるどころか、最も高い所得層の場合には低い所得層よりも実効社会保険料率が低くなる。そのため、図表14では図表13ほどの累進的な負担率にはなっていない。

日本においては累進課税によって社会の不公平感をなくす仕組みがとられているといわれている。しかし、第1階級に属する者にとって累進的な部分のごく一部でしかない。例えば、2013年において第1階級に属する者は収入の17.7%に相当する額を社会コストとして支払っているが、そのうち14.8%は収入比例負担の社会保険料である。はたして、全体としてみた場合、この状況は累進的な負担の仕組みといえるのであろうか。

図表12：平均実効社会保険料率

| 年 | 第1階級 | 第2階級 | 第3階級 | 第4階級 | 第5階級 | 第6階級 | 第7階級 | 第8階級 | 第9階級 | 第10階級 | 第11階級 | 第12階級 | 第13階級 | 第14階級 | 第15階級 | 第16階級 | 第17階級 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2000 | 13.3% | 13.0% | 12.5% | 12.6% | 12.4% | 12.1% | 11.9% | 11.7% | 11.1% | 11.0% | 11.4% | 11.6% | 11.1% | 11.0% | 11.2% | 10.1% | 9.7% |
| 2001 | 14.0% | 13.3% | 12.8% | 13.0% | 12.2% | 12.2% | 12.4% | 11.9% | 11.2% | 11.5% | 11.3% | 11.7% | 11.4% | 11.3% | 11.0% | 10.0% | 9.1% |
| 2002 | 13.0% | 13.2% | 13.0% | 13.3% | 12.7% | 12.5% | 12.3% | 12.3% | 11.8% | 11.8% | 11.6% | 11.6% | 11.6% | 11.4% | 11.3% | 9.9% | 8.7% |
| 2003 | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 11.8% |
| 2004 | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 12.3% | 11.6% |
| 2005 | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 11.4% | 10.8% |
| 2006 | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 11.9% |
| 2007 | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 12.8% | 11.8% | 10.1% |
| 2008 | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 11.0% |
| 2009 | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.9% | 12.5% | 11.2% |
| 2010 | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 13.0% | 11.8% |
| 2011 | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 13.9% | 12.4% |
| 2012 | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 14.7% | 13.8% | 12.4% |
| 2013 | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.4% | 13.4% |

標準世帯における所得再分配効果の推移 小野

図表13：平均実効税率（所得税・住民税）

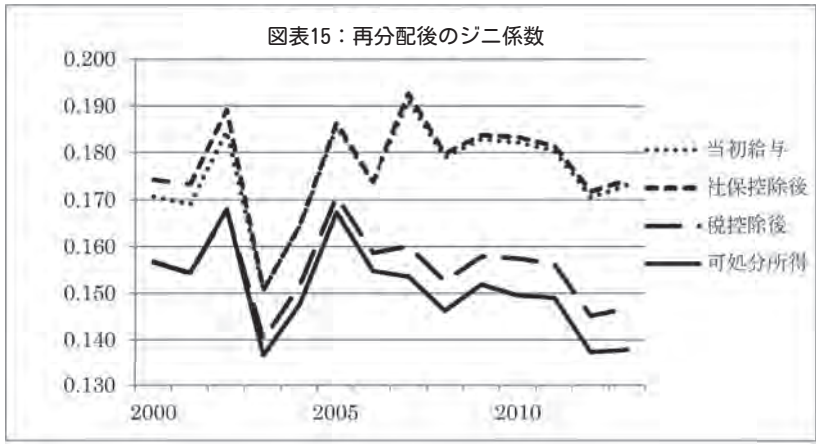
| 年 | 第1 階級 | 第2 階級 | 第3 階級 | 第4 階級 | 第5 階級 | 第6 階級 | 第7 階級 | 第8 階級 | 第9 階級 | 第10 階級 | 第11 階級 | 第12 階級 | 第13 階級 | 第14 階級 | 第15 階級 | 第16 階級 | 第17 階級 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2000 | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.3% | 0.9% | 1.9% | 2.0% | 2.4% | 3.2% | 3.9% | 3.9% | 4.1% | 5.3% | 6.0% | 6.8% | 9.3% | 12.9% |
| 2001 | 0.1% | 0.1% | 0.2% | 0.5% | 1.3% | 1.6% | 2.2% | 2.5% | 2.9% | 3.1% | 3.9% | 3.9% | 4.9% | 6.2% | 6.6% | 10.2% | 14.0% |
| 2002 | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.4% | 0.7% | 1.4% | 1.6% | 2.0% | 3.1% | 3.1% | 3.5% | 4.2% | 4.6% | 5.7% | 7.1% | 11.0% | 18.4% |
| 2003 | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.2% | 1.5% | 1.6% | 1.8% | 2.5% | 3.0% | 3.0% | 3.4% | 4.3% | 4.7% | 4.8% | 5.9% | 8.6% | 9.1% |
| 2004 | 0.3% | 0.4% | 0.9% | 1.6% | 2.1% | 2.6% | 2.7% | 3.2% | 3.4% | 3.8% | 4.4% | 4.4% | 5.8% | 5.9% | 8.4% | 8.7% | 10.7% |
| 2005 | 0.1% | 0.6% | 0.7% | 0.9% | 1.6% | 1.7% | 2.5% | 3.2% | 3.4% | 4.1% | 4.5% | 4.5% | 5.3% | 5.9% | 8.5% | 11.7% | 13.4% |
| 2006 | 0.4% | 0.6% | 1.1% | 1.7% | 1.9% | 2.8% | 3.2% | 3.6% | 4.0% | 4.6% | 4.7% | 5.3% | 6.2% | 8.0% | 9.0% | 9.7% | 11.9% |
| 2007 | 0.1% | 1.2% | 2.2% | 2.4% | 3.0% | 3.5% | 3.8% | 4.2% | 4.7% | 5.2% | 7.3% | 7.9% | 8.0% | 13.3% | 13.8% | 16.6% | 27.5% |
| 2008 | 0.1% | 0.9% | 1.7% | 2.4% | 2.4% | 3.4% | 3.5% | 4.5% | 4.6% | 5.2% | 6.9% | 7.3% | 8.0% | 12.9% | 13.7% | 14.9% | 19.8% |
| 2009 | 0.6% | 1.0% | 1.1% | 1.9% | 2.6% | 3.1% | 3.4% | 4.0% | 4.2% | 4.7% | 4.9% | 6.9% | 7.9% | 8.4% | 13.8% | 15.7% | 19.4% |
| 2010 | 0.6% | 0.7% | 1.7% | 1.8% | 2.9% | 3.1% | 3.6% | 4.2% | 4.7% | 4.8% | 5.0% | 6.9% | 7.6% | 8.2% | 14.1% | 16.2% | 19.7% |
| 2011 | 2.6% | 3.3% | 3.5% | 3.6% | 4.5% | 4.8% | 4.9% | 5.3% | 5.5% | 5.9% | 6.1% | 6.1% | 9.0% | 9.7% | 15.3% | 16.7% | 20.5% |
| 2012 | 2.0% | 2.2% | 2.8% | 3.7% | 4.4% | 4.8% | 5.1% | 5.5% | 7.6% | 7.9% | 8.2% | 8.6% | 8.8% | 8.9% | 14.8% | 17.2% | 27.2% |
| 2013 | 2.8% | 2.9% | 3.5% | 3.8% | 4.0% | 4.6% | 5.2% | 5.4% | 5.5% | 7.8% | 8.5% | 8.5% | 8.6% | 13.6% | 14.3% | 16.6% | 19.7% |

図表14：実効社会コスト負担率(所得税・住民税・社会保険料)

| 年 | 第1 階級 | 第2 階級 | 第3 階級 | 第4 階級 | 第5 階級 | 第6 階級 | 第7 階級 | 第8 階級 | 第9 階級 | 第10 階級 | 第11 階級 | 第12 階級 | 第13 階級 | 第14 階級 | 第15 階級 | 第16 階級 | 第17 階級 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2000 | 13.4% | 13.1% | 12.7% | 12.9% | 13.3% | 14.0% | 13.9% | 14.0% | 14.4% | 14.9% | 15.3% | 15.7% | 16.4% | 17.1% | 18.0% | 19.4% | 22.0% |
| 2001 | 14.2% | 13.4% | 13.0% | 13.5% | 13.5% | 13.8% | 14.6% | 14.3% | 14.1% | 14.6% | 15.2% | 15.6% | 16.3% | 17.6% | 17.6% | 20.1% | 23.0% |
| 2002 | 13.1% | 13.3% | 13.1% | 13.7% | 13.3% | 14.0% | 13.9% | 14.2% | 14.9% | 14.9% | 15.1% | 15.8% | 16.2% | 17.2% | 18.3% | 20.9% | 27.1% |
| 2003 | 12.1% | 12.1% | 12.2% | 12.3% | 13.5% | 13.6% | 13.9% | 14.5% | 15.0% | 15.0% | 15.5% | 16.3% | 16.7% | 16.8% | 17.9% | 20.6% | 20.9% |
| 2004 | 12.7% | 12.7% | 13.2% | 13.9% | 14.4% | 15.0% | 15.0% | 15.5% | 15.7% | 16.2% | 16.7% | 16.7% | 18.1% | 18.2% | 20.7% | 21.0% | 22.4% |
| 2005 | 12.8% | 13.2% | 13.4% | 13.6% | 14.2% | 14.4% | 15.2% | 15.9% | 16.0% | 16.8% | 17.2% | 17.2% | 18.0% | 18.6% | 21.2% | 23.2% | 24.2% |
| 2006 | 13.2% | 13.4% | 14.0% | 14.6% | 14.8% | 15.6% | 16.1% | 16.4% | 16.8% | 17.5% | 17.5% | 18.1% | 19.0% | 20.9% | 21.8% | 22.6% | 23.8% |
| 2007 | 13.0% | 14.0% | 15.0% | 15.2% | 15.8% | 16.3% | 16.6% | 17.0% | 17.5% | 18.0% | 20.1% | 20.7% | 20.8% | 26.1% | 26.6% | 28.4% | 37.6% |
| 2008 | 13.1% | 13.9% | 14.7% | 15.3% | 15.4% | 16.4% | 16.4% | 17.5% | 17.5% | 18.1% | 19.9% | 20.3% | 20.9% | 25.9% | 26.6% | 27.8% | 30.8% |
| 2009 | 13.5% | 14.0% | 14.0% | 14.9% | 15.5% | 16.1% | 16.4% | 16.9% | 17.2% | 17.6% | 17.9% | 19.9% | 20.9% | 21.4% | 26.8% | 28.2% | 30.6% |
| 2010 | 14.6% | 14.7% | 15.7% | 15.8% | 16.9% | 17.2% | 17.6% | 18.2% | 18.8% | 18.9% | 19.1% | 21.0% | 21.7% | 22.3% | 28.1% | 29.2% | 31.6% |
| 2011 | 16.9% | 17.6% | 17.8% | 17.9% | 18.8% | 19.1% | 19.2% | 19.6% | 19.8% | 20.2% | 20.4% | 20.4% | 23.3% | 24.0% | 29.6% | 30.6% | 32.9% |
| 2012 | 16.7% | 16.9% | 17.5% | 18.4% | 19.0% | 19.4% | 19.7% | 20.2% | 22.3% | 22.6% | 22.9% | 23.3% | 23.5% | 23.5% | 29.4% | 31.0% | 39.5% |
| 2013 | 17.7% | 17.8% | 18.4% | 18.6% | 18.9% | 19.4% | 20.0% | 20.2% | 20.3% | 22.6% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 28.4% | 29.1% | 31.0% | 33.0% |

(4) 所得再分配後の効果

では、社会保険料控除後、課税後の所得からジニ係数を求め、所得再分配の効果を分析してみよう。



図表15では、当初給与に基づくジニ係数を再掲したうえで、収入から社会保険料を控除した額に基づくジニ係数（「社保控除後」）、収入から税金を控除した額に基づくジニ係数（「税控除後」）、収入から社会保険料と税を控除し、児童手当（子ども手当）を加算した額に基づくジニ係数（「可処分所得」）を示した。

「社保控除後」のジニ係数については所得再分配効果がゼロあるいはマイナスである。つまり、保険料に上限がある定率の社会保険制度は同じ条件下にある世帯に対しては所得再分配効果が全くないか、場合によってはマイナスの効果を持つことになってしまう。もちろん、社会保険制度は同じ条件下にある世帯間の所得再分配というよりも異なる世代・世帯間の所得再分配の役割があるため、同じ条件下にある世帯間でマイナスの所得再分配効果が見られるからといって、一概に悪いこととはいえないかもしれない。しかし、社会保険料の支払いが税の支払いと同じく国民の義務となっている以上、税における公平性と同様の公平性が担保されるべきであろう。

「税控除後」のジニ係数はプラスの所得再分配効果をもたらしている。これ

は累進税率が所得再分配のために有効に機能していることを表している。また、「可処分所得」のジニ係数は「税控除後」のジニ係数よりも小さくなっており、児童手当が所得再分配に有効に機能していることを表している。

ここで、ジニ係数の改善度を見てみよう。図表16は当初収入に基づくジニ係数と「可処分所得」のジニ係数を比較し、その低下割合を見たものである。

図表16：ジニ係数の改善度

| 年 | 当初給与 | 可処分所得 | 低下率 |
|------|-------|-------|--------|
| 2000 | 0.171 | 0.157 | 8.29% |
| 2001 | 0.169 | 0.154 | 8.69% |
| 2002 | 0.185 | 0.168 | 8.98% |
| 2003 | 0.151 | 0.137 | 9.23% |
| 2004 | 0.164 | 0.148 | 10.18% |
| 2005 | 0.186 | 0.167 | 10.22% |
| 2006 | 0.173 | 0.155 | 10.78% |
| 2007 | 0.191 | 0.154 | 19.65% |
| 2008 | 0.179 | 0.146 | 18.31% |
| 2009 | 0.183 | 0.152 | 16.97% |
| 2010 | 0.182 | 0.150 | 17.93% |
| 2011 | 0.180 | 0.149 | 17.38% |
| 2012 | 0.170 | 0.137 | 19.42% |
| 2013 | 0.173 | 0.138 | 20.35% |

2007年以降、改善度合いが急激によくなっている。これは定率減税が廃止されたことによるものであろう。

定率減税は25万円を上限として所得税の20%を減税する制度であった（住民税は4万円を上限として住民税の15%を減税する制度）。なお、2006年はこの半分に縮小されて実施された。減税額に上限があるため、高所得者にとっては相対的に不利な制度であると考えられる。

ただし、「家計調査」における2006年においてはこの上限額の減税を受けた層はいなかったようである。上限となるためには課税所得が少なくとも687万

円以上である必要がある¹⁰。しかし、2006年においては「家計調査」上、第17階級に属する者の所得は640万円であり、20%の減税対象者である。したがって、2006年における定率減税は実質的には上限なしの定率減税であり、そうであるがゆえに、高所得者に有利な措置であったはずである。それが、2007年になり本則に戻ったため、定率減税による高所得者の有利さがなくなり、それがジニ係数の低下幅の改善につながったと考えられる。

また、2007年は当初収入によるジニ係数が大きいことからわかるように、そもそもの収入の格差が大きかったことも改善率が大幅に上昇したことに繋がっている¹¹。2008年以降は当初収入に基づくジニ係数が2007年よりも多少小さく（＝当初収入段階での格差が2007年よりも小さくなっており）、かつ、ジニ係数の改善度もかなりいい数字であることからこのことが裏付けられよう。

つまり、定率減税の廃止が与えている影響を知るために2006年と直接比べるべき年は2008年～であり、ジニ係数の改善度は10%程度から18%程度に高まっています。2007年は当初収入の分散が大きかったために改善度が多少高めに出たということである。

さらに、2012年から改善度が高まっている。これは所得制限がある定額の児童手当と扶養控除・特定扶養控除の廃止の影響であろう。所得制限がある定額の児童手当は、高所得者にとって相対的に不利な制度である。高所得者は児童手当を受け取ることができないかあるいは受け取れたとしても当初所得に対する割合は小さな額だからである。一方、扶養控除・特定扶養控除が廃止されることにより、扶養控除・特定扶養控除分だけ所得が増え、その増加分に対して当該者にとって最も高率な税率が乗じられることになる。したがって、低所得者と高所得者の両方に同額の所得控除がなくなるのであるが、その後の税額計算において乗じられる税率が異なるため、相対的に高所得者にとって不利になる。つまり、所得制限がある定額の児童手当と扶養控除・特定扶養控除の廃止は高所得者にとって二重の悪影響を及ぼすわけである。その結果、2013年のジニ係数の改善度は20%を超えることとなった。

4. おわりに

以上見てきたように、2000年以降、社会保険・税ともにその負担は増してきた。社会保険料は年々増加し、減税措置はなくなり、所得控除も縮小されている。したがって、絶対額としての各個人の負担は高まっている。その一方で、その負担は高所得者に多く課されており、標準世帯全体としては、格差がより小さい状態へと向かっているといえる。どの世帯においても負担が増えながらも格差が小さくなっているということは、高所得者にかかなりの負担がかかっているということでもある。

なお、本稿の分析は標準世帯に限定されたものであり、すべての世帯について適用できる議論ではない。現在、日本は少子高齢化など、国の根幹に関わるような大きな問題を抱えているが、山積している問題を解決するための鍵は少子化を食い止めることであることに議論の余地はないであろう。したがって、子育て世帯とその他の世帯の所得再分配が最重要課題なのであり、今後の課題としたい。

¹ 所得税における扶養控除は380,000円、課税所得200万円の場合の税率は10%であるので、扶養控除がなくなることにより所得税が38,000円増加する。住民税における扶養控除は330,000円、税率は一律10%であるので、扶養控除がなくなることにより住民税が33,000円増加する。あわせて71,000円の増加となる。

² なお、2012年度から“子ども手当”が“児童手当”に変更され手当額は削減されたが、所得控除は復活しないまま現在に至っており、所得再分配の状況がとても気になるところである。

³ 石川 [2004] では1984年から2003年の標準世帯を使った所得再分配の分析がなされている。そこでは標準世帯のデータを採用する理由として、①世帯収入が有業人員の数に大きく影響されること、②家族構成を固定しないと、税制の効果を正確に評価できないこと、③我が国の給与水準は年功制が強いことが挙げられている（石川 [2004] 108-109頁）。

⁴ 勤労者の場合、社会保険料は給与から天引きされるため、未納状態であることはあり得ない。

⁵ 階級ごとの年間収入は次の通りである。

| 階 級 | 年間収入 | 階 級 | 年間収入 |
|------|---------|-------|-----------|
| 第1階級 | 250万円未満 | 第10階級 | 700万円未満 |
| 第2階級 | 300万円未満 | 第11階級 | 750万円未満 |
| 第3階級 | 350万円未満 | 第12階級 | 800万円未満 |
| 第4階級 | 400万円未満 | 第13階級 | 900万円未満 |
| 第5階級 | 450万円未満 | 第14階級 | 1,000万円未満 |
| 第6階級 | 500万円未満 | 第15階級 | 1,250万円未満 |
| 第7階級 | 550万円未満 | 第16階級 | 1,500万円未満 |
| 第8階級 | 600万円未満 | 第17階級 | 1,500万円以上 |
| 第9階級 | 650万円未満 | | |

⁶ 石川 [2004] においても同様の指摘がなされている。

⁷ 「家計調査」は月単位で行われており、標準世帯については1世帯につき6ヶ月間の調査が行われる。調査が終わると別の標準世帯に調査対象が移る。本稿が対象とする標準世帯に関するデータのタイトルは「4人世帯（有業者1人）年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」となっていることから、調査単位が“月”であることがわかる。

⁸ 「家計調査」において「勤め先収入」以外に、「財産収入」や「社会保障給付」といった収入項目も設定されている。ただし本稿では、「家計調査」における標準世帯が勤労者（勤め人）世帯に限定されていること、社会保険料は勤め先収入に基づいて決定されることから、「勤め先収入」だけを取り上げることとする。なお、「家計調査」においてもほとんどの場合、経常収入のほとんどを「勤め先収入」が占めている。

⁹ 年間3回まで、1回ごとに判定される。

¹⁰ 上限を25万円として所得税の20%が減税されるのであるから、本来の所得税が125万円の者が上限額の減税となる。この者に適用される税率が23%であったとすると、この者の課税所得は「 $x \times 23\% - 33\text{万円} = 125\text{万円}$ 」を解くことによって、687万円と計算される。この者に適用される税率が33%であったとすると、この者の課税所得は「 $x \times 33\% - 123\text{万円} = 125\text{万円}$ 」より、752万円と計算される。

¹¹ 図表3からもわかるように、2007年は他の年に比べて第16階級・第17階級の収入がとて大きい。

〈参考文献〉

石川達哉 [2004] 「所得再分配効果から見た個人所得課税の推移—1984～2003年の標準世帯における年間収入階級別データに基づいて—」『ニッセイ基礎

研所報』第35号。

厚生労働省 [2011] 『所得再分配調査』。

総務省 [2013] 『家計調査』。

橋本恭之 [2009] 「所得税の累進度に関する研究」 『経済論集 (関西大学)』 第59
巻第1号, 1-20頁。

矢野秀利 [2012] 「税制のグランドデザイン—基本的な改革の視点からの試論」
『社会学部紀要 (関西大学)』 第43巻第2号, 61-94頁。

(おの まさよし 本学准教授)